

香川大学危機対策本部の設置について

中国武漢地域に端を発する新型コロナウイルス感染症は、世界的な流行の兆しを見せており、日本国内においても複数地域で感染者の発生と増加が確認されています。

厚生労働省からは、令和2年2月25日付で「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示され、香川県でも、令和2年2月27日付で、香川県新型コロナウイルス対策本部会議が設置されるなど、新型コロナウイルス感染症への対策は至急を要するものとなっています。

香川大学でも、新型コロナウイルス感染症の防止に向け、危機対策を講じる必要があると判断し、国立大学法人香川大学危機管理規則第8条第1項に基づき、ここに香川大学危機対策本部を設置いたします。

令和2年2月28日

香川大学危機対策本部長

笥 善 行